

社員紹介制度規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本規程は、UTグループ株式会社及び各事業会社（以下、「当社グループ」という）に在籍する社員が、身近な人又は知人を自らが所属する会社へ紹介する制度について、対象者、支給条件、禁止事項、個人情報の取扱い及び改廃手続を定め、適正かつ公正な採用活動を行うことを目的とする。
2. 本制度は、社員による任意の協力を前提とするものであり、紹介者に募集活動のノルマを課すものではない。採用可否は、各事業会社が通常の採用基準に基づき独立して判断する。

(上位規程との関係)

- 第2条 本規程は社員紹介制度の社内運用上の要領であり、就業規則、賃金規程、雇用契約、各事業会社の支給規程、及びその他関連規程（以下、「上位規程」という）に別途定めがある場合は、本規程によらず上位規程の定めを適用する。

(制度概要)

- 第3条 当社グループに所属する社員が、身近な友人又は知人を、当該紹介者が所属する事業会社へ紹介し、被紹介者が当該事業会社に入社した場合、所定の支給条件を満たすことを条件に、紹介者へ生産協力金を、被紹介者へ入社祝い金を支給する。
2. 本制度による支給は、就業規則、給与規程又はこれらに準ずる社内規程に基づく給与・手当等として取り扱い、法令に従い所得税、社会保険料その他必要な控除及び処理を行う。

(対象)

- 第4条 本制度の対象は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 紹介先は、紹介者が在籍する対象会社に限る。
 - (2) 紹介者は、当社グループ社員とする。
 - (3) 被紹介者は、紹介者が在籍する対象会社と同一の対象会社へ紹介を受けて入社した社員とする。ただし、過去5年以内に当社グループに応募または在籍していた者を除く。
 - (4) 被紹介者には、入社した事業会社の特典及び支給条件を適用する。

2. 本制度は、当社グループへの採用を対象とする。ただし、紹介者が所属する対象会社と異なる対象会社への紹介、グループ外企業、提携先企業又はクライアント企業への紹介は対象外とする。

(用語の定義)

第5条 本規程における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「身近な友人又は知人」とは、紹介者が直接面識を有し、本人の意思を確認できる親族、友人、知人、元同僚その他これらに準ずる者をいう。
- (2) 「紹介」とは、紹介者が、本人の同意を得たうえで、紹介者が在籍する対象会社の採用窓口又は所定の紹介フォームへつなぐ行為をいう。
- (3) 「募集活動」とは、不特定多数に対して、対象会社への応募を広く呼びかけ、勧誘し、応募者を集める行為をいう。
- (4) 「生産協力金」とは、紹介者に対して支給する手当をいう。
- (5) 「入社祝い金」とは、被紹介者に対して入社後の給与・手当等として支給する金員をいう。

第2章 支給内容及び支給条件

(支給内容)

第6条 本制度における支給内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 紹介者には、被紹介者1名につき、生産協力金10万円を支給する。
- (2) 被紹介者には、入社祝い金3万円を支給する。
2. 前項の入社祝い金は、会員登録、応募、採用決定報告その他応募前後の行為に対する対価ではなく、入社後の給与・手当等として支給する。
3. キャンペーン等により支給額を変更する場合は、別途定めるキャンペーン条件を事前に周知する。支給額、支給条件又は対象範囲の変更は、人事管掌部門長の決裁を経て行う。

(支給条件)

第7条 生産協力金及び入社祝い金は、次の各号に定める条件をすべて満たす場合に支給する。

- (1) 被紹介者が、紹介者が在籍する対象会社と同一の対象会社に正式に入社していること。
- (2) 被紹介者の入社日が属する月の末日において、紹介者及び被紹介者が被紹介者の入社先と同一の対象会社に在籍していること。例：3月6日入社の場合、3月31日に双方が在籍していること。

- (3) 被紹介者の入社当月末までの勤怠実績が 90%以上であること。
 - (4) 紹介者が、本規程に定める禁止事項に違反していないこと。
 - (5) その他、会社が別途定める支給条件を満たしていること。
2. 支給時期は、原則として入社月末締め、翌月 20 日払いとする。例：3 月 6 日入社の場合、4 月 20 日支給。支給日が会社休業日又は給与処理上変更を要する場合は、会社の定める支給日に従う。

(勤怠実績の算出)

第 8 条 勤怠実績は、稼働時間を所定労働時間で除して算出する。

- 2. 稼働時間には、出勤時間、法定内残業時間、法定外残業時間及び休日出勤時間を含める。
- 3. 欠勤、遅刻、早退その他会社が控除対象と認める不就労時間は、稼働時間から控除する。インフルエンザ、感染症、本人都合待機等についても、会社が別途控除しないと認めた場合を除き、控除対象とする。
- 4. 年次有給休暇、慶弔休暇、会社都合の公休その他会社が控除しないと認めた不就労時間は、稼働時間から控除しない。
- 5. 会社都合により公休となった場合は、公休時間を所定時間から差し引いて算出する。
- 6. 計算例として、2 月 1 日に入社し、2 月度所定労働時間が 152 時間、休日出勤 2 日（16 時間）及び残業 20 時間の合計 36 時間を稼働に加え、欠勤 4 日（32 時間）、遅刻 8 時間及び早退 4 時間の合計 44 時間を控除する場合、稼働時間は 144 時間、勤怠実績は 94.73%となり、勤怠実績 90%以上の支給条件を満たす。

(紹介人数及び支給額の上限)

- 第 9 条 紹介者 1 名につき、本制度の対象となる被紹介者の人数は、年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに 10 名を上限とする。紹介人数が当該上限を超過する場合、11 名以降の被紹介者は本制度の対象外とする。
- 2. 紹介者に対する生産協力金の支給上限額は、年度ごとに 100 万円とする。紹介人数が前項の上限以内であっても、紹介による年度の支給上限額を超過する場合、上限額までを支給対象とし、超過部分は支給対象外とする。例：既支給額が 90 万円であり、次回支給予定額が 15 万円の場合、年度の支給上限額 100 万円を超過する 5 万円は支給対象外とし、10 万円のみを支給する。
 - 3. 本制度は、社員が身近な友人又は知人を任意に紹介する制度である。過度に高額な支給、反復継続的な募集活動、不特定多数への勧誘、紹介者による実質的な採用あっせんが行われた場合、職業安定法上の問題が生じるおそれがあるため、紹介人数及び支給額の年度上限並びに禁止事項を設ける。

第3章 紹介手続及び法令遵守

(紹介手続)

- 第10条 紹介者は、被紹介者本人に対し、紹介者が在籍する対象会社の求人情報又は採用窓口を案内する。求人条件、雇用条件、配属、採用可否について、紹介者が断定的な説明をしてはならない。
2. 紹介者は、被紹介者本人の事前同意を得たうえで、会社所定の紹介フォーム又は採用窓口に必要な事項を連携する。可能な限り、被紹介者本人が応募フォームを入力する方法を用いる。
 3. 採用担当部門は、通常の採用手続に基づき、被紹介者の応募受付、選考、条件説明及び入社手続を行う。
 4. 所定の支給条件を満たした場合、会社は給与処理により生産協力金及び入社祝い金を支給する。

(法令遵守上の留意事項)

- 第11条 紹介者は、会社の採用活動への任意の協力者であり、職業紹介事業者、募集受託者、採用代理人又は会社の採用担当者として行動してはならない。
2. 紹介者は、被紹介者に対し、応募又は入社を強制してはならない。また、職務内容、賃金、勤務地、勤務時間、寮・社宅、入社祝い金、ポイント制度その他の条件について、求人票又は会社公式資料と異なる説明、誇大な説明又は誤解を招く説明をしてはならない。
 3. 紹介者は、被紹介者から金銭、物品、謝礼その他の利益を受け取ってはならない。また、第三者に紹介行為を委託し、又は第三者から紹介者として名義貸しを受けてはならない。
 4. 本制度による支給は、紹介者による身近な友人又は知人の紹介協力に対する社内手当であり、無許可の有料職業紹介、委託募集又は募集情報等提供事業として行われるものではない。

(禁止事項)

- 第12条 次の各号に定める行為を禁止する。違反が認められた場合、生産協力金及び入社祝い金の全部又は一部を支給しないことがある。既に支給済みの場合は返還を求めることがある。また、上位規程に基づき、必要な措置を行うことがある。
- (1) SNS (X、Instagram、TikTok、Facebook 等)、ブログ、掲示板、動画配信サービス、求人媒体、広告、チラシ等を利用し、面識のない不特定多数

に対して応募を広く募集又は勧誘すること。

- (2) 面識のない第三者、SNS 上のみで接点を持った者、紹介者本人が直接関係を有しない者を紹介すること。
- (3) 紹介者が、会社の採用担当者、代理人、職業紹介事業者又は募集受託者であるかのように振る舞うこと。
- (4) 被紹介者の同意なく、氏名、連絡先、職歴、勤務希望、住所その他個人情報会社へ提供すること。
- (5) 求人票又は会社公式資料と異なる条件、未確定の条件、虚偽又は誇大な条件を説明すること。
- (6) 応募、選考、入社又は勤務継続を強制し、又は心理的圧力をかけること。
- (7) 被紹介者から金銭、物品、謝礼その他の利益を受け取ること。
- (8) 第三者に紹介行為を委託し、又は名義貸し、重複紹介、なりすましその他不正な方法により紹介すること。
- (9) 会社又は第三者の秘密情報、求人票に記載されていない条件、採用選考に関する内部情報を不適切に開示すること。
- (10) 紹介者が所属していない対象会社へ紹介すること、又は紹介者の所属会社と被紹介者の入社先が同一の対象会社でない紹介を本制度の対象として申請すること。
- (11) その他会社が不適切と認める行為を行うこと。

2. 身近な友人又は知人に対して、1 対 1 の連絡手段により会社公式の求人情報又は採用窓口を案内することは、本規程に反しない範囲で可能とする。

(支給対象外及び返還)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合、会社は生産協力金及び入社祝い金の全部又は一部を支給しないことがある。既に支給済みの場合、会社は支給額の全部又は一部の返還を求めることがある。

- (1) 紹介者又は被紹介者が本規程に違反した場合。
- (2) 紹介者が被紹介者本人の同意なく個人情報を提供した場合。
- (3) 被紹介者が既に対象会社へ応募済み、選考中、内定済み又は入社予定である等、紹介と採用との間に実質的な関連が認められない場合。
- (4) 紹介内容に虚偽、名義貸し、なりすまし、重複紹介その他不正がある場合。
- (5) 不特定多数への勧誘、募集活動、職業紹介又はこれに類する行為が認められた場合。
- (6) 紹介者の所属会社と被紹介者の入社先が同一の対象会社でない場合。

(7) その他会社が支給することを不適切と判断した場合。

(個人情報の取扱い)

第 14 条 紹介者は、被紹介者の個人情報を取り扱う場合、事前に本人の同意を得なければならない。紹介者は、被紹介者の同意なく、氏名、電話番号、メールアドレス、住所、職歴、勤務希望、健康情報その他の個人情報を会社又は第三者へ提供してはならない。

2. 会社は、本制度により取得した個人情報を、当社が定める個人情報管理規程、及びその他関連規程に準じ、適切に取り扱わなければならない。

第 4 章 制度運用及び改廃

(制度運用及び問い合わせ)

第 15 条 本制度の運用、支給判定、支給停止、返還請求、禁止事項該当性の判断及び個別の疑義については、人事管掌部門が関係部門と協議のうえ判断する。

2. 本制度に関する問い合わせは、人事管掌部門が指定する窓口へ行うものとする。

(改廃)

第 16 条 本規程の改廃は、人事管掌部門長の決裁によるものとする。

附 則

改定番号	改定年月日	改定内容
初版	2026 年 9 月 1 日	新設